

令和8年第6回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月8日(月) 午後3時00分～午後4時15分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 阿部 太	2 番 稲毛勢樹	3 番 打越映子
4 番 谷口紀一郎	5 番 平田菊典	6 番 堀田泰夫
7 番 小林弘幸	8 番 能隅良子	9 番 梅野一也
10 番 河上和則	11 番 岩永好彦	12 番 平河辰幸
13 番 末武久門	14 番 吉田孝好	15 番 山口正則
16 番 古賀由紹	17 番 中山政俊	18 番 古舘正一
19 番 曲淵俊之		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第23号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第24号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第25号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中田 賢治
農地係長	富田 浩之
農地係主査	中島 耕作
農地係職員	上田 陽士
振興係長	檜田 敏史
振興係職員	松本 愛菜
振興係職員	並木 菜月
農政課職員	山下 綾菜

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会は全員出席となっております。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
阿部太会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和8年第6回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号4番谷口紀一郎委員、議席番号5番平田菊典委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について5件、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について4件、議案第25号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、計10件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。 なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。 また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。
議長	ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第23号か

ら第25号までの議案10件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構ですので前もってお知らせをしておきます。

それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。説明に入ります前にお手元の議案書2ページ、資料図の13、14、15ページにつきましては一部修正箇所がございましたので、本日お手元に差し替え分の資料を配付しておりますので、ご確認をお願いします。それでは議案書の1ページ、整理番号1番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、1,159平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、貸駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりで

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、農地法の許可が必要なことを知らずに令和7年5月頃、工事用の資材置場としての利用申出があり、造成工事がなされ、その後、申請地の隣接地で解体業を営む譲受人が農地法の許可が必要と知らずに駐車場として利用していたことが判明

し、これについての始末書が添付されています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側法面近くにガードパイプを新設する計画となっています。排水については雨水のみで自然地下浸透となっています。

生産組合長および区長からは異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

稲毛勢樹委員 議席番号2番の東部地区の稲毛です。6月1日に東部調査会で現地調査を行いました。議案書に書いてあるとおりでだいたい間違いはありませんが、現況、前は国道、真後ろは川にはさまれた所です。農地としてはいかなものかとは思いますが。皆さんの審議のほうをよろしく願いいたします。

議長 それではほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。

次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は、合計で 3 1 7 平方メートルです。現況は、畑と休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの住宅ローン事前相談結果通知書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路法第 2 4 条の規定に基づく工事承認申請、下水道工事関連協議の手続きがなされており、埋蔵文化財発掘に関する確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画で、北側、南側境界にはコンクリートブロックを設置し、西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、西側道路側溝へ接続放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、西側の公共下水道施設へ接続

放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

小林弘幸委員 はい。小林です。去る6月1日に東部調査会にて現地調査を行いました。ただいま事務局から説明があったとおり、転用目的として一般住宅です。周囲も少しずつ宅地化が進んでおり、宅地と宅地の間にある農地約300平米の農地を一般住宅として申請されています。調査会においては周囲の営農に支障が出ることはないという判断でしたので、皆様方のご審議のほうをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員よって本案は可決しました。

次に議案集2ページ、整理番号3番を議題とします。それ

では事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の２ページ、整理番号３番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、畑１筆、面積は、合計で５０９平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の７ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、８ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、９ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、住宅ローン事前審査結果通知書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、最高５０センチメートルの盛土を行い、南側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、南側道路側溝へ接続放流させ、汚水については汚水排水設備を設置し、北側の公共下水道施設へ接続放流する計画です。

区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第３種農地の該当事項８番に該当します。

	許可の基準は1番となっております。
	整理番号3番について説明を終わります。
事務局長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
吉田孝好委員	はい。14番の吉田です。5月30日に中部調査会において現地調査を行いました。現地は、かつては市道だったところを市のほうから払下げを受けて、一応区画整理も行われて、周りもブロックで固めてある所でした。南のほうは田んぼの放棄地もあり、上下も住宅が建っている状態で、問題はないかということで皆さんの審議のほうをよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。はい。曲淵委員。
曲淵俊之委員	8ページ、9ページの字図について、北のほうに一体利用地として公衆用道路とカッコ書きがあり、この線が住宅の角と接地しているようですが、実際、ここは宅地ですか。こちらへんが、図面だけではわかりにくいと思つての確認でございます。
岩永好彦委員	中部会の岩永ですけれども、点線の部分が道路の払下げになっています。太線の部分が畑地の面積ですね。その分でこの建物が重なったようにみえますが、実際は後ろの点線の位置までが申請地になっています。
議長	事務局から補足があればお願いします。
農地係長	今岩永委員さん言われたとおり、航空写真等でもそのようになつてございます。

議長	よろしいでしょうか。
曲淵俊之委員	はい。
議長	はい。古賀委員。
古賀由紹委員	すみません。曲淵委員からご質問があったものですが、資料だけを通して見ると、非常にわかりにくい資料になってしまっているのではないかと思います。そういうことから、今後、資料を見るだけではわかりにくいというものがあれば、事務局で提案なさる際に、ここは地目がこうなっていたが、現況ではこうなっている、というような補足説明があるともっとわかりやすくなるのではないかというお願いでございます。以上でございます。
議長	事務局よりありましたら。
農地係長	はい。古賀委員さんからお話がありましたように、確かに資料を見るだけではわかりにくい箇所があったかと思えます。これにつきましては、今後詳しく補足説明するような私たちで対応してまいりたいと思います。
議長	古賀委員よろしいでしょうか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。

次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 4 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は、合計で 4 6 1 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用する計画となっており、西側道路からの出入口とする計画です。なお、隣接する雑種地と宅地を一体的に取得、利用する計画となっております。排水について、雨水は自然地下浸透する計画となっております。

生産組合長、区長から異議なしの意見書が提出されています。

	次に立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。
	整理番号４番について説明を終わります。
議長	地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。
河上和則委員	１０番河上です。５月３１日に現地確認を行いました。この土地は宅地と宅地の中にあって、今既に耕作放棄地、雑種地というふうになっておって、何ら問題ないだろうという結論に達したところです。皆さんの審議をよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。はい。副会長どうぞ。
曲淵俊之委員	すみません。字図の１１ページ、１２ページで、今回の対象地は２筆、一体利用地と書いてある所が両サイドにあります。この名前は〇〇〇〇〇さんと両サイドともなっていますね。そうすると、これは購入されなくていいのですか。どういった事情になるのですかね。
議長	事務局より説明をお願いします。
農地係長	はい。お答えします。添付されている土地売買契約書につきましては、今副会長が申されました雑種地および宅地について併せて、土地売買がなされるという計画となっております。
曲淵俊之委員	農地が２筆ということですね。
農地係長	そうです。

曲淵俊之委員

議長

はい。すみません。はい。わかりました。

よろしいでしょうか。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、330 平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、駐車場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 13 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15 ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の確認を行っております。隣接農地等への影響ですが、同時利用地の転用許可済み地並びに雑種地2筆と一体的に現状のまま利用する計画で、クラッシュランを敷設し、南西側道路からの出入口とする計画です。排水については雨水のみで、自然地下浸透する計画となっております。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

次に立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

中山政俊委員 はい。17番の肥前の中山です。6月1日の日に現地確認をしております。北側はもう数十年になるのではないかなというふうな雑木が生えておりました。現状、荒れ放題というような現状でございましたので、調査会としても異議はないだろうということとなっております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員 度々申し訳ございません。今回、会議が始まる前に当該ページの分の資料の差し替えがあり、おそらくこの案件のために差し替えがされたのだと思いますが、そのことについて

て事務局からの説明はございませんでした。どこがどう変わったから資料を差し替えているということは、個人情報の観点で言えないということなののでしょうか。そこらへんがわからないと、どこをどう見ていいのか、私自身検討がつかないものですから、よろしくお願いします。

議長 事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 はい。説明が不足しておりました。申し訳ございません。当初お配りしていた議案の中で、平成11年6月28日付で5条による転用許可済み地がございました。それが配付した後に確認をしたものでございまして、図面等をお配りしました14ページにこの分は許可済み地というようなことをしておりまして、併せて15ページもその旨を手書きではございますが、書いてございます。修正点は、今の許可済み地に関するところでございます。説明が不足しておりました。申し訳ございません。

古賀由紹委員 すみません。今のは5番の訂正ですか。3、4、5の訂正ですか。

農地係長 申し訳ございません。案件の3、4はそのまま、5番目の案件についてのみです。

古賀由紹委員 5番ですね。

農地係長 そうですね。

事務局長 すみません。補足します。隣、手前がガソリンスタンドで、このガソリンスタンドの方が駐車場に用地として転用をされておりまして、こちらの地目の変更がされてなかったもので

	す。この部分はもう許可をもらっていますので、省略させていただきます次第でございます。そのへんの説明が足りなくて申し訳なかったです。よろしくお願いします。
議長	古賀委員よろしいでしょうか。
古賀由紹委員	はい。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から整理番号4番を議題とします。この4件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	それでは説明します。議案書の3ページをご覧ください。 今回の案件は、所有権の移転に関する案件が4件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。取得する農地を含め、保有するすべての農地を効率的に耕作する、申請者や世帯員が農業に常

時従事する年間150日以上、水利調整など、地域の農地利用に悪影響を与えないなどの観点から、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、譲受人の方がもともと所有していた農地に近い農地の取得が2件、住宅に近い農地の取得が2件となっています。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩いたします。16時に再開いたします。

~~~~~○~~~~~

15時45分 休憩

16時00分 再開

~~~~~○~~~~~

議長

それでは引き続き会議を再開したいと思います。議案集4

ページ、議案第 25 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）についてを議題とします。筆番号 1 番から議案集 5 ページ、筆番号 18 番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明をいたします。筆番号 1 番から 18 番まで賃借権または使用貸借、こちら有償または無償による貸し借りに関する案件となります。契約農地および貸借の内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載をしておるとおりでございます。なお、今回から議案書の一番右端に契約情報の欄を追加いたしました。

内容につきまして、新規はその農地で新たに貸し借りが始まるものです。更新は前回もこの中間管理事業を利用されており、契約期間の満了に伴って同じ当事者で再度契約を結び直されるものとなります。相対と書いております分は、前回当事者同士の 1 対 1 で契約して貸し借りをされておりましたが、今回から中間管理事業、農地バンクを通すかたちになったものです。また、今回は該当がございませんが、貸し借りの当事者がどちらか変わった場合は、変更として表記をいたします。

次に受け手につきましては、13 番の筆の受け手が新規就農者となります。こちら 9 月まで唐津市半田のイチゴのトレーニングファームで研修を受けられて、10 月から就農される予定で、唐津市からは認定新規就農者の認定を受けておられます。こちらすべての案件において農地中間管理事業の推

進に関する法律の要件に合致していると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。古賀委員どうぞ。

古賀由紹委員 すみません。事務局に教えていただきたいのですが、私は、農業委員をさせていただいて2期目になります。1期目のときは、活動記録簿のファイルの中に、認定農業者一覧と認定新規就農者一覧が綴じてあったと記憶しております。今回この活動記録簿のファイルの中には、認定農業者の分はついていますが、認定新規就農者の分については外されております。そういう中で今回13番の方が認定新規就農者だということをご紹介いただきました。トレーニングファームの卒業生で、非常にすばらしいことだというふうに思います。前回までは認定新規就農者の分を我々に情報提供をしていただいていたのに、今回は我々に情報提供をいただけない、その理由を事務局のほうから教えてください。以上です。

議長 事務局より説明をお願いします。

振興係長 はい。お答えいたします。申し訳ございません。認定新規就農者がリストの中に含まれていないという認識がございました。私のほうの確認不足だと思います。認定新規就農者が含まれていないようでしたら、改めて皆様にお配りするかたちとさせていただきたいと思います。こちらの方が認

定新規就農者、受けられた時期がちょっと把握できておりませんで、お配りした分は確か4月1日現在での認定農業者をお配りしており、その後に受けられた可能性もありますので、確認の上、認定新規就農者のリストが配付されていないようであれば、配付をさせていただきたいと思います。お詫びいたします。よろしいでしょうか。

議長

古賀委員よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。

以上をもちまして、議案第23号5件、議案第24号4件、議案第25号1件、計3議案10件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間のご審議ありがとうございました。